

# **(仮称) 厚木市学校給食センター整備運営事業**

## **実施方針**

令和元年5月

厚木市

## 目次

第1	特定事業の選定に関する事項	1
1	事業内容に関する事項	1
2	特定事業の選定方法・公表等に関する事項	7
第2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	8
1	民間事業者の募集及び選定の方法	8
2	民間事業者の選定に係る手順及びスケジュール（予定）	8
3	入札参加希望者の備えるべき参加資格要件	12
4	審査及び選定に関する事項	16
5	提出書類の取扱い	17
第3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	18
1	予想されるリスクと責任分担	18
2	提供されるサービス水準	18
3	市による事業の実施状況の監視（モニタリング）	18
第4	立地及び規模並びに配置に関する事項	19
1	本施設の立地条件	19
2	敷地条件に関し留意すべき事項	19
3	施設の概要	20
第5	事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	21
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	22
1	落札事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合	22
2	市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合	22
3	いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合	22
4	金融機関と市の協議（直接協定）	22
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	23
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	23
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	23
3	その他の支援に関する事項	23
第8	その他特定事業の実施に関して必要な事項	24
1	議会の議決	24
2	情報公開及び情報提供	24
3	参加に伴う費用分担	24
4	実施方針等に関する問合せ先	24

添付書類

別紙 リスク分担表

# 第1 特定事業の選定に関する事項

## 1 事業内容に関する事項

### (1) 事業名称

(仮称) 厚木市学校給食センター整備運営事業 (以下「本事業」という。)

### (2) 事業に供される公共施設等の名称

(仮称) 厚木市学校給食センター

(本体施設及び附帯施設を含む。以下「本施設」という。)

### (3) 公共施設等の管理者の名称

厚木市長 小林 常良

### (4) 事業の目的

厚木市 (以下「市」という。) では、昭和 49 年に北部学校給食センター、昭和 55 年に南部学校給食センターを開設し、現在も市内の中学校給食において完全給食を共同調理場方式で提供している。

しかし、既存施設の老朽化が進み、建て替えが喫緊の課題であるため、将来の生徒数の状況等を踏まえた、安心して安全な給食を継続的に提供するための施設整備が必要である。

本事業は、本施設の設計、建設、維持管理及び運営を、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。) に基づき実施するものである。

また、本事業の実施に当たっては、民間の経営能力及び技術能力により、施設の衛生的かつ機能的な整備を図るとともに、給食の運營業務においては、献立作成等を実施する市と民間事業者との新たなパートナーシップにより、確実な衛生管理の下で安心して安全な給食を提供できる運営システムを構築することを目指すものである。

(5) 本施設の規模

施設規模	ア 調理能力	1日最大7,000食。ただし、パン、麺及び牛乳等については、引き続き委託とする。
	イ 配食校数	中学校13校
	ウ 延床面積	約3,500㎡
献立	2献立 献立の構成は、主食（米飯、パン及び麺）、副食（主菜、副菜、汁、デザート）及び牛乳等とする。	
衛生管理	HACCPの概念を取り入れ、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」に適合した衛生管理基準を確保し、これに応じた整備・運営を行う。	
	施設内を汚染作業区域、非汚染作業区域及びその他の区域に部屋単位で区分する。	
	給食エリアの床及び厨房設備は、ドライシステムを導入する。	
	給食エリア内を、温度25℃以下、湿度80%以下に保持する空調設備を導入する。	
食物アレルギーへの対応	除去食を基本とした食物アレルギー対応食の提供ができる施設とする。	
	食物アレルギー対応食を調理する場所は、独立した部屋として区切り、専用の調理機器及び器具を設置する。	
災害対策機能	災害時に使用する物資を保管できるスペースを部屋に設ける。	
	災害時に使用できる受水槽を設置する。	
	厨房機器の熱源は、災害時におけるプロパンガスによる炊飯設備や煮炊き用窯を使用する等、災害対策に考慮して整備すること。	
環境への配慮	野菜くず等の資源化を検討するとともに、缶・ビン類・廃食油の再利用を推進する。	
	施設内の害虫の防除など徹底した衛生管理の中で外構の緑化を推進する。	
	環境負荷低減等のため太陽光発電を導入する。	

## (6) 事業の内容

本事業を実施する者として選定された者（以下「落札事業者」という。）が実施する業務は、次のアからエに掲げるものとし、市が行う業務をオとする。

### ア 施設整備業務

落札事業者は、次に掲げる業務を行う。

- (ア) 事前調査業務及び関連業務
- (イ) 設計業務及び関連業務
- (ウ) 建設業務（敷地造成を含む）及び関連業務
- (エ) 工事監理業務及び関連業務
- (オ) 調理設備調達・設置業務
- (カ) 食器・食缶等調達業務
- (キ) 施設備品調達・設置業務
- (ク) 外構及び植栽整備業務
- (ケ) 施設整備業務に伴う各種申請等業務

### イ 開業準備業務

落札事業者は維持管理・運営業務を行うための準備業務及びこれらに付随する業務を行う。

### ウ 維持管理業務

落札事業者は次に掲げる業務を行う。

なお、本施設の整備に伴い配送対象となる各学校の配膳室に係る必要備品については、市が調達・設置し、維持管理業務を行う。

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 外構及び植栽維持管理業務
- (エ) 調理設備保守管理・更新業務
- (オ) 食器・食缶等保守管理・更新業務
- (カ) 施設備品保守管理・更新業務
- (キ) 環境衛生・清掃業務
- (ク) 警備業務
- (ケ) 維持管理業務に伴う各種申請等業務

### エ 運営業務

落札事業者は次に掲げる給食の運営業務を行う。

- (ア) 食材検収補助業務
- (イ) 調理等業務

- (ウ) 衛生管理業務
- (エ) 給食配送・回収業務
- (オ) 学校配膳・残食計量・残食集積業務
- (カ) 運営備品調達・更新業務
- (キ) 見学・試食会実施支援業務
- (ク) その他の業務
- (ケ) 運営業務に伴う各種申請等業務

※ パン、麺及び牛乳等については、市及び公益財団法人神奈川県学校給食会により委託された業者から直接学校等へ搬入されるため、本事業の運営業務に含めない。ただし、各学校へ搬入後の各教室までの配膳については、学校配膳業務に含む。

#### オ 市の業務範囲

- (ア) 献立作成業務
- (イ) 食材調達業務
- (ウ) 食数調整業務
- (エ) 食育指導業務
- (オ) 食材検収業務
- (カ) 給食検食業務
- (キ) 見学者の案内及び説明業務（市の業務に関する部分に限る。）
- (ク) 給食費の徴収管理業務
- (ケ) 衛生管理や調理等についての指導・助言

## (7) 事業の概要

本事業の事業方式、事業期間及び落札事業者の収入は、次に示すとおりである。

### ア 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、市と事業契約を締結した落札事業者が市の所有する土地に新たに施設を設計・建設した後、公共施設等の管理者である市に施設等を引き渡し、事業期間中に係る施設の維持管理及び給食の運營業務を実施する BTO (Build Transfer and Operate) 方式とする。

### イ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 20 年 3 月 31 日までとする。

### ウ サービス対価の支払

市の本事業における落札事業者に対する支払は次のとおりであり、原則として、市が落札事業者からサービスを購入する形態の事業である。

なお、市が行うサービス対価の支払方法の詳細は入札説明書等公表時に示す。

#### (ア) 施設整備に係るサービス対価

市は、落札事業者が実施する施設整備に係るサービスの対価のうち、事業契約書に定める一部金額を、本施設の引渡時に一時金として支払う。

市は、施設整備に係るサービスの対価の総額から当該一時金を控除した額であって、市と本事業を実施する特別目的会社 (Special Purpose Company。以下「SPC」という。) との間で締結する事業契約に定める額を、事業契約期間中 (令和 4 年度以降) に、割賦により元利均等方式で落札事業者を支払う。

提案から基準金利決定日までの金利変動については、これを勘案して割賦料の額を改定する。

#### (イ) 維持管理及び運営に係るサービス対価

市は、落札事業者が実施する施設の維持管理及び運営に係るサービス対価であって、市と SPC との間で締結する事業契約に定める額を、事業契約期間中 (令和 4 年度以降) に、年 4 回落札事業者へ支払う。維持管理及び運営に係るサービス対価は、物価変動に基づき、見直す必要が生じた場合は協議を行う。

また、当該サービス対価は、固定料金と変動料金で構成する。

固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備及び提供食数に関係なく生じる人件費等の費用が含まれることを想定している。

変動料金には、提供食数に応じて調整する料金を想定している。詳細については入札説明書等で示す。



## (8) 事業スケジュール(予定)

令和4年9月の供用開始を前提に、事業スケジュールを次のとおり予定している。

なお、令和20年4月以降の維持管理・運営については、必要に応じて落札事業者の意見を聞きながら、市が事業期間内に対応を決定する。

落札事業者の決定・公表	令和2年5月下旬
基本協定の締結	令和2年8月中旬
仮事業契約の調印(仮契約)	令和2年8月下旬
事業契約(市議会における議決による効力発生後)	令和2年10月上旬
施設の整備(設計、建設)期間	令和2年10月～令和4年6月下旬
施設の引渡し (施設の供用開始は令和4年9月)	令和4年6月下旬
施設の開業準備期間	令和4年7月～8月下旬
施設の維持管理・運営期間	令和4年9月～令和20年3月
事業契約の完了	令和20年3月

※ 後述の「第4-2」における埋蔵文化財について、本調査が必要となった場合は上記スケジュールを変更する場合がある。

## (9) 事業期間終了時の措置

落札事業者は、本施設を、要求性能が維持された状態で市へ引き渡す。

## 2 特定事業の選定方法・公表等に関する事項

特定事業とは、公共施設の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう（PFI法第2条第2項）。

### (1) 選定方法

市は、実施方針等の公表及び実施方針等に関する質問回答・意見等の手続を経て、市が自ら事業を実施した場合と比較して、民間事業者が実施することにより、次に示すいずれかの効果が期待できると判断した場合に限り特定事業として選定する。

ア 施設の整備業務、施設の維持管理業務及び給食の運營業務が同一の水準にある場合において、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できるとき。

イ 市の財政負担が同一の水準にある場合において、施設の整備業務、施設の維持管理業務及び給食の運營業務の水準の向上が期待できるとき。

### (2) 選定基準・手順

市は、次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を速やかに公表する。

ア 市の財政負担の検討による定量的評価

イ 本事業をPFI事業として実施することについての定性的評価

ウ 民間事業者に分担されるリスクの検討等

エ アからウまでの検討による総合評価

### (3) 選定結果の公表方法

市は、前項に基づき本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せて、市のホームページにて公表する。

なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業として選定を行わないこととした場合にも同様に公表する。

## 第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 民間事業者の募集及び選定の方法

市が本事業をPFI法第7条に基づき特定事業として選定した場合は、本事業への参加を希望する民間事業者を公募し、PFI事業の透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定する。

本事業の民間事業者の選定は、総合評価方式による一般競争入札により行う。

### 2 民間事業者の選定に係る手順及びスケジュール（予定）

令和元年5月21日（火）	実施方針・要求水準書（案）の公表
令和元年5月27日（月）	実施方針等に関する説明会
令和元年6月14日（金）	実施方針等に関する質問・意見の受付締切
令和元年7月中旬	実施方針等に関する質問・意見に対する回答公表
令和元年8月上～下旬	特定事業の選定・公表
令和元年10月中旬	入札公告（入札説明書、事業契約書（案）、要求水準書等の公表）
令和元年10月下旬	入札説明会
令和元年11月中旬	入札説明書等に関する質問の受付締切（第1回）
令和元年12月下旬	入札説明書等に関する質問に対する回答公表（第1回）
令和2年1月上旬	入札参加表明書等の受付（参加表明書、参加資格確認申請書）
令和2年1月下旬	参加資格確認審査結果の通知
令和2年2月上旬	入札説明書等に関する質問の受付締切（第2回）
令和2年3月上旬	入札説明書等に関する質問に対する回答公表（第2回）
令和2年4月上旬	提案書の受付・入札
令和2年5月下旬	落札事業者の決定及び公表
令和2年8月中旬	基本協定の締結
令和2年8月下旬	仮事業契約締結
令和2年10月上旬	事業契約議決、事業契約の締結

※ 後述の「第4-2」における埋蔵文化財について、本調査が必要となった場合は上記スケジュールを変更する場合がある。

## **(1) 実施方針等に関する説明会の開催**

この実施方針等の内容について、次のとおり説明会を開催する。

### **ア 説明会**

- ・日 時：令和元年5月27日（月）午後1時30分～
- ・開催場所：厚木市役所 第2庁舎 16階会議室
- ・参加者：本事業に参加を希望する民間企業とし、1社につき2人までとする。

出席を希望する場合は、実施方針等に関する説明会参加申込書（別添様式集における様式1）を実施方針等に関する問合せ先へ電子メール（添付ファイル）又はFAXにて、令和元年5月23日（木）午後5時までに返送すること。

なお、市が実施方針等に関する説明会参加申込書を受信したときは、電子メール又はFAXにより、市の受信確認通知を各申込者に対して返信する。市からの受信確認通知がない場合は、必ず実施方針等に関する問合せ先へ電話により確認を行うこと。

## **(2) 実施方針等に関する質問・意見の受付**

実施方針等に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

受付期間：令和元年5月21日（火）～令和元年6月14日（金）午後5時まで

提出方法：別添様式集における様式2及び様式3に必要事項を記載の上、実施方針等に関する問合せ先へメールにて送付すること。

## **(3) 実施方針等に関する質問・意見に対する回答公表**

市は、実施方針等に関する質問・意見に対する回答は、事前に提出者の意向を確認した上で、提出者の特殊な技術やノウハウ等に関連し、提出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き市のホームページにて公表する。

提出のあった質問・意見について必要と判断した場合には、質問・意見の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

## **(4) 特定事業の選定・公表**

市は、実施方針等に対する意見等を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することが適当であると判断したときは、本事業を特定事業として選定し、その結果を評価の内容と合わせて、市のホームページにて公表する。また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様とする。

## **(5) 入札公告**

市は特定事業の選定を踏まえ、本事業の入札公告をし、入札説明書、要求水準書、落札事業者決定基準書及び事業契約書（案）等を市のホームページにて公表する。

入札公告に関する説明会の開催要領及び入札説明書等に関する質問の受付や回答方法等は入札公告時に示す。

**(6) 入札説明会の開催**

市は、入札説明書等の説明会を開催する。説明会の開催要領等は入札公告時に示す。

**(7) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答公表（第1回）**

市は、入札説明書等の内容に関する質問を受付、回答を市のホームページにて公表する。具体的な日程は入札公告時に示す。

**(8) 参加表明書等の受付**

入札への参加を希望する企業（以下「入札参加希望者」という。）は、入札参加表明及び参加資格確認審査に必要な資料（参加表明書、参加資格確認申請書）を提出する。資料の提出方法・時期等は入札公告時に示す。

**(9) 参加資格確認審査結果の通知**

市は、参加資格確認申請書を基に入札参加資格の有無を確認し、その結果を各入札参加希望者に通知する。なお、資格確認審査により、参加資格がないとされた企業からその理由の説明の要求があった場合には、市は回答を行う。

**(10) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答公表（第2回）**

市は、入札説明書等の内容に関する質問を受付、回答を市のホームページにて公表する。具体的な日程は入札公告時に示す。

**(11) 入札及び提案書の受付**

市は、入札参加資格があると認められた企業（以下「入札参加者」という。）に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した提案書及び入札書類の提出を求める。提案書の審査に当たって、市が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行うことがある。

なお、入札及び提案書の提出方法・時期等は入札公告時に示す。

**(12) 落札事業者の決定及び公表**

市は、提案書及び入札価格を「第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項」の「4 審査及び選定に関する事項」に規定する厚木市学校給食センターPFI 事業者選定委員会の審査結果を踏まえ、市が落札事業者を決定する。その結果は入札参加者に通知するとともに、市のホームページにて公表する。

### **(13) 事業契約の締結等**

#### **ア 基本協定の締結**

市は、落札事業者の決定後に速やかに、落札事業者と本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。

なお、市は、基本協定の締結後、審査講評及び入札結果の詳細について市のホームページにて公表する。

#### **イ 特別目的会社の設立**

落札事業者は、基本協定の定めるところにより、事業の仮契約締結時までに、SPC を設立する。SPC は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の定める株式会社として厚木市内に設立すること。

#### **ウ 仮事業契約の締結**

市は、基本協定の締結後、事業契約の文言の明確化等を行い、事業契約を SPC と調印（仮契約）する。

#### **エ 事業契約の締結**

事業契約は、市議会における議決を得られた日をもって効力が発生する。

### 3 入札参加希望者の備えるべき参加資格要件

#### (1) 入札参加希望者の構成等

入札参加希望者の構成等は次のとおりとする。

ア 入札参加希望者は、必ず、施設の整備業務のうち設計に係る業務等を担当する企業（以下「設計企業」という。）、建設に係る業務等を担当する企業（以下「建設企業」という。）、工事監理に係る業務等を担当する企業（以下「工事監理企業」という。）、維持管理に係る業務等を担当する企業（以下「維持管理企業」という。）及び給食の運営に係る業務等を担当する企業（以下「運営企業」という。）を含む企業により構成されること。

なお、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、それぞれ一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

イ 同一の企業が複数の業務を実施することはできるが、工事監理企業と建設企業を同一の企業又は相互に資本面又は人事面で関係のある企業<sup>※1</sup>が兼ねることはできない。

※1 「資本面で関係のある企業」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている企業をいい、「人事面で関係のある企業」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている企業をいう。以下同じ。

ウ 入札参加希望者のうち、SPCから直接業務を受託・請負をし、かつSPCに出資する企業を構成員という。

なお、構成員のうち、SPCに出資する企業のうち最大の議決権を有し、構成員を代表し入札手続を行う企業を代表企業といい、それ以外の企業を構成企業という。

エ 入札参加希望者のうち、SPCから直接業務の受託・請負をし、かつ、SPCには出資しない企業を協力企業という。

オ 構成員又は協力企業に厚木市内に本社を有する企業を2者以上含むこと。

カ 一入札参加希望者の構成員は、他の入札参加希望者の構成員になることはできない。

また、一入札参加希望者の構成員のいずれかと資本面又は人事面で関係のある企業が、他の入札参加希望者の構成員となることはできない。

キ 落札事業者は仮契約締結までに厚木市内にSPCを設立し、代表企業は出資者中最大の議決権を持つこと。

なお、全ての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有し続けるものとし、事前に市の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

ク 必要に応じてその他の企業（以下「その他企業」という。）を入札参加希望者に含めることができる。

## (2) 入札参加希望者の構成員及び協力企業の制限

次に該当する企業は、入札参加希望者の構成員及び協力企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する企業又は同条第 2 項の規定に基づく入札参加制限を受けている企業
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている企業（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている企業（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- ウ 参加資格確認申請書の提出期限から落札事業者として決定されるまでの間において、厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱及び厚木市事務所等実態調査実施要綱（平成 25 年 7 月 1 日施行）の規定による指名停止等を受けている企業
- エ 参加資格確認申請の日において、国税又は地方税を滞納している企業
- オ 市が本事業のために設置する厚木市学校給食センターPFI 事業者選定委員会の委員が属する組織、企業及びこれらの者と資本面又は人事面で関係のある企業
- カ 本事業のコンサルタント業務に関与した企業<sup>※2</sup>及びこれらの企業と資本面又は人事面で関係のある企業
  - ※2 本事業のコンサルタント業務に関与した企業は、入札公告時に示す。
- キ 厚木市暴力団排除条例（平成 23 年厚木市条例第 12 号）に規定する暴力団員等、暴力団経営支配人法等又は暴力団員等と密接な関係を有する者
- ク 神奈川県暴力団排除条例（平成 23 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反している者
- ケ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその団体を構成する者
- コ 令和元年・令和 2 年度において、厚木市の競争入札に参加することができる者の資格等に関する規程（平成元年 3 月 29 日厚木市告示第 31 号）第 6 条における資格者名簿の必要な部門に未登録の者



### (3) 入札参加希望者の構成員の参加資格要件

入札参加希望者は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力、効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

また、各業務に当たる企業は、次の要件を満たす必要がある。複数の業務を同一の企業が兼ねる場合においても、同様とする。

#### ア 設計企業

構成員である設計企業は、次に掲げる要件を満たすこと。

なお、複数の企業で実施する場合は、(ア) 及び (イ) については全ての企業が満たすこととし、少なくとも一社以上は (ウ) 及び (エ) の要件を満たすこと。

(ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(イ) 令和元年・令和 2 年度に市が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務の契約に関し競争入札に参加する企業に必要な資格を有すること。

(ウ) 平成 12 年度以降、入札公告の日までに、学校給食施設の設計実績（基本設計又は実施設計）を有していること。

(エ) HACCP に関する相当の知識を有している<sup>※3</sup> こと。

※3 「HACCP に関する相当の知識を有している」とは、HACCP 対応施設の設計又は運営実績、ドライシステムの学校給食施設や民間調理施設の設計又は運営実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、HACCP に関する講習会等の受講歴等を有する者をいう。以下同じ。

#### イ 建設企業

構成員である建設企業は、次に掲げる要件を満たすこと。

なお、複数の者で実施する場合は、(ア) 及び (イ) については全ての企業が満たすこととし、少なくとも一社以上は (ウ) 及び (エ) の要件を満たすこと。

(ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による建築一式工事につき、特定建設業の許可を有すること。

(イ) 令和元年・令和 2 年度に市が発注する建設工事等の契約に関し競争入札に参加する企業に必要な資格を有すること。

(ウ) 平成 12 年度以降、入札公告の日までに、延床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の国又は地方公共団体が発注した公共施設の完成実績（共同企業体方式にあっては、出資比率 20% 以上の構成員としての完成実績）があること。

(エ) (ア) で有する特定建設業の許可に対応した直近の経営事項審査結果の総合評定値について、建築一式が 800 点以上であること。

## ウ 工事監理企業

構成員である工事監理企業は、次に掲げる要件を満たすこと。

なお、複数の企業で実施する場合は、(ア) 及び (イ) については全ての企業が満たすこととし、少なくとも一社以上は (ウ) 及び (エ) の要件を満たすこと。

(ア) 建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(イ) 令和元年・令和 2 年度に市が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務の契約に関し競争入札に参加する企業に必要な資格を有すること。

(ウ) 平成 12 年度以降、入札公告の日までに、学校給食施設の工事監理実績を有していること。

(エ) HACCP に関する相当の知識を有していること。

## エ 維持管理企業

構成員である維持管理企業は、次に掲げる要件を満たすこと。

なお、複数の企業で実施する場合は、(ア) 及び (イ) については全ての企業が満たすこととし、少なくとも一社以上は (ウ) 及び (エ) の要件を満たすこと。

(ア) 本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合は、これを備えていること。

(イ) 令和元年・令和 2 年度に市が発注する委託業務等の契約に関し競争入札に参加する企業に必要な資格を有すること。

(ウ) 平成 12 年度以降、入札公告の日までに、学校給食施設の維持管理業務の実績を有していること。

(エ) HACCP に関する相当の知識を有していること。

## オ 運営企業

構成員である運営企業は、次に掲げる要件を満たすこと。

なお、複数の企業で実施する場合は、(ア) 及び (イ) については全ての企業が満たすこととし、少なくとも一社以上は (ウ)、(エ) 及び (オ) の要件を満たすこと。

(ア) 本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合は、これを備えていること。

(イ) 令和元年・令和 2 年度に市が発注する委託業務等の契約に関し競争入札に参加する企業に必要な資格を有すること。

(ウ) 平成 12 年度以降、入札公告の日までに、ドライシステムの学校給食施設又は健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく特定給食施設において、3,500 食/日以上調理業務の実績があること。

(エ) 学校給食施設での調理業務の経験が 2 年以上で、かつ、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する者を、調理責任者として、当該調理業務を実際に行う企業の正規職員として配置できること。

(オ) HACCP に関する相当の知識を有していること。

#### **(4) 入札参加希望者の備えるべき参加資格に関する確認基準日等**

入札参加希望者の備えるべき参加資格に関する確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認申請書の受付期限日とする。

参加資格確認後、落札事業者の決定までの期間に、代表企業が入札参加希望者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、無効とする。また、代表企業以外の構成員が入札参加希望者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合を除き、無効とする。

落札事業者の決定以降、契約締結までの期間に、落札事業者の構成員が入札参加希望者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、契約を締結しない場合もある。

#### **(5) 構成員の変更**

参加表明書提出以降においては、代表企業の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情により代表企業以外の構成員の変更の必要が生じた場合は、市と協議を行い、市が妥当と判断したときは、入札参加資格の確認を受けた上で提案書の提出期限までに構成員の変更及び追加を認める予定である。

提案書の提出以降、契約締結までの期間は、代表企業以外の構成員の変更については、当該変更後においても事業者の提案内容が担保されることを市が確認した場合において認める。

### **4 審査及び選定に関する事項**

#### **(1) 厚木市学校給食センターPFI 事業者選定委員会の設置**

市は、入札書類等の審査を行うため、学識経験者等で構成する厚木市学校給食センターPFI 事業者選定委員会を設置する。

なお、入札参加者が、落札事業者決定前までに、厚木市学校給食センターPFI 事業者選定委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として接触等の働きかけを行った場合、当該入札参加者は無効とする。

#### **(2) 審査結果及び選定結果の公表**

市は、落札事業者の選定結果を入札参加者に通知するとともに、入札書類等の審査結果及び選定結果を市のホームページにて公表する。

### **(3) 落札事業者を決定しない場合の措置**

市は、民間事業者の募集、評価及び落札事業者の決定において、最終的に入札参加者がいない、又はいずれの入札参加者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札事業者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに市のホームページにて公表する。

## **5 提出書類の取扱い**

### **(1) 著作権**

本事業に関する提案書の著作権は、入札参加者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、落札事業者の提案書は、特に市が必要と認めるときは、事前に協議の上、提案書の全部又は一部を無償で使用できる。

なお、本事業に関して提出された書類は返却しない。

### **(2) 特許権等**

入札参加者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負う。

また、これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該入札参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

### **(3) 情報公開**

提出書類については、厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）に基づく情報公開請求の対象となり、情報公開請求があれば当該条例に基づいて公開・非公開が判断される。

### **第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項**

#### **1 予想されるリスクと責任分担**

##### **(1) 責任分担の考え方**

本事業における責任分担は、「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」（平成 27 年 12 月 18 日施行）に示された『リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する』との考え方にに基づき、市と落札事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、落札事業者が担当する業務については、落札事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについても、原則として落札事業者が負う。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負う。

##### **(2) 予想されるリスクと責任分担**

市と落札事業者の責任分担は、原則として「別紙 リスク分担表（案）」によることとし、実施方針に関する質問回答及び意見の結果を踏まえ、必要な事項については入札説明書等にて提示する。

#### **2 提供されるサービス水準**

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、要求水準書に提示する。

#### **3 市による事業の実施状況の監視（モニタリング）**

##### **(1) 実施状況の把握**

市は、落札事業者が実施する施設の整備及び維持管理・運営について、定期的にモニタリングを行う。

なお、具体的なモニタリングの方法、内容等については入札説明等にて提示する。

##### **(2) 落札事業者に対する支払額の変更等**

落札事業者の提供する施設の整備及び維持管理・運営に係るサービスが十分でない場合、市は、落札事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができる。

## 第4 立地及び規模並びに配置に関する事項

### 1 本施設の立地条件

ア 所在地	神奈川県厚木市三田 528 番地 4 ほか地内
イ 敷地面積	約 6,300 m <sup>2</sup> (現況敷地測量調査は平成 29 年実施済)
ウ 隣接道路	敷地東側 : 市道 D—493 号線 (幅員約 8 m) ※ 敷地北側: 都市計画道路座間荻野線 (県道 42 号) 建設 予定地 (供用目標: 令和 8 年度以降)
エ 用途地域	市街化調整区域
オ 建ぺい率/容積率	50%/100%

### 2 敷地条件に関し留意すべき事項

敷地利用の諸条件	必要な対応
ア 敷地北側に整備予定の都市計画道路	都市計画道路に面する出入口の整備
イ 障害物	樹木の伐根、土留工作物・自然石等の撤去及び処分
ウ 「厚木市住みよいまちづくり条例」 (平成 15 年厚木市条例第 6 号) の遵守	防火水槽、雨水貯留槽等の整備
エ 埋蔵文化財	敷地の一部が埋蔵文化財包蔵地となっていることから、市として令和元年 9 月以降に試掘調査を実施する予定であり、その調査結果によっては、事業全体の工程を再調整する可能性がある。 この場合において、事業中止期間中の対応等の明確化や契約内容の変更等が生じるため、調査結果を市のホームページ上で公表し、実施方針及び要求水準書の修正を行う。
オ 冬季対応	冬期間の本施設内における除雪等

### 3 施設の概要

#### (1) 供給能力

ア 調理能力	1日最大7,000食。ただし、パン、麺及び牛乳等については、引き続き委託とする。
イ 配食校数	中学校13校
ウ 献立方式	2献立 なお、献立の構成は主食（米飯、パン及び麺）、副食（主菜、副菜、汁及びデザート）及び牛乳等を基本とする。

#### (2) 施設概要

本事業において整備する基本的な施設構成については、次のとおり想定している。

給食エリア	
汚染作業区域	プラットホーム、荷受室（肉類、魚類、卵類用）、荷受室（野菜類、果物類、加工食品、調味料用）、検収室（肉類、魚類、卵類用）、検収室（野菜類、果物類、加工食品、調味料用）、油庫、米庫、洗米室、食品仕分け室、冷蔵室・冷凍室（肉類、魚類、卵類用）、冷蔵室・冷凍室（野菜類、果物類、加工食品用）、下処理室（肉類、魚類コーナー、卵類コーナー）、下処理室（野菜類、果物類用）、器具洗浄室、洗浄室（消毒前）及び回収風除室、廃棄庫、倉庫
非汚染作業区域	調理室（上処理室コーナー、炊飯コーナー、煮炊き調理コーナー、焼物・揚物・蒸物コーナー）、和え物室、器具洗浄室、食物アレルギー専用室、コンテナ室、洗浄室、配送風除室
その他の区域	前室、清掃器庫、運転手等控室、休憩室、食堂、調理員用更衣室、調理員用シャワー室、調理員用トイレ、洗濯・乾燥室、防災用倉庫、災害支援型自動販売機置場
事務エリア	
共用部分	玄関、会議室兼研修室、職員兼見学者用トイレ、多目的トイレ、見学通路、展示ホール
市職員専用部分	市職員用事務室、倉庫、市職員用更衣室
事業者専用部分	事業者用事務室、事業者用更衣室、機械室・電気室・ボイラー室、倉庫
附帯エリア	
附帯施設	受水槽、防火水槽、排水処理施設、ごみ置場、来客用駐車場、駐輪場・バイク置場

## **第5 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項**

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と落札事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。

また、本事業に関する紛争については、横浜地方裁判所本庁を第一審の専属管轄裁判所とする。



## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1 落札事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合

落札事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、その発生事由ごとに事業契約書等に示す規定に従い対応することとする。

市は、落札事業者の提供するサービスが市の要求水準を下回る場合やその他債務不履行又はその懸念が生じた場合には、落札事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができるものとし、原則として一定の修復期間を与えて、事業遂行能力の修復を待つこととする。

なお、修復勧告を行ったにもかかわらず修復が認められない場合、サービス提供に重大な遅滞等が懸念される場合、又は事業遂行能力の修復が不可能であると判断される場合は、市は、サービスの対価の減額又は支払の停止措置又は落札事業者との契約を解除することができる。

また、落札事業者が倒産又は財務状況の著しい悪化など、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と認められる等の場合は、市は、催告を行うことなく事業契約を解除することができる。

市が事業契約を解除した場合は、落札事業者は市に生じた合理的損害を賠償すること。詳細については事業契約書（案）に示す。

### 2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合

市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合は、落札事業者は事業契約を解除することができる。この場合において、市は落札事業者に生じた合理的損害を賠償する。

### 3 いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市及び落札事業者のいずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と落札事業者は、原則として事業継続の可否について協議を行った上、対応方法を決定する。詳細については事業契約書（案）に示す。

### 4 金融機関と市の協議（直接協定）

本事業の適正な遂行と継続性の確保を目的として、市は、必要に応じて、落札事業者に対し資金提供を行う金融機関と協議を行い、直接協定を締結する。

## **第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項**

### **1 法制上及び税制上の措置に関する事項**

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

落札事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、市は、落札事業者と協議する。

### **2 財政上及び金融上の支援に関する事項**

市は、本事業において地方債等及び施設整備に係る交付金等の特定財源が得られた場合は、これを市が落札事業者に支払う代金の一部に充当する。そのため、落札事業者は、市が行う交付金又は起債申請等に係る手続等に対して必要な協力を行うこと。

### **3 その他の支援に関する事項**

市は、落札事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合は、可能な範囲で必要な協力を行う。

また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、市は、落札事業者と協議を行う。

## 第8 その他特定事業の実施に関して必要な事項

### 1 議会の議決

市は、全事業期間にわたる本事業の財源を確保するため、債務負担行為の設定等に関する議案を議会に提出し、必要な措置を講じる予定である。

また、事業契約の締結は、議会の議決を経た日をもって本契約として成立するものとする。

### 2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市のホームページにて適宜公表する。

### 3 参加に伴う費用分担

入札参加希望者及び入札参加者の入札に係る費用は、全て入札参加希望者及び入札参加者の負担とする。

### 4 実施方針等に関する問合せ先

実施方針等に関する問合せ先は、次のとおりである。

担当部署：厚木市教育委員会 学校給食課 学校給食施設整備担当
住所：〒243-8511 神奈川県厚木市中町 3-17-17
電話：(046) 225-2462
F A X：(046) 224-5280
電子メール：8250-5@city.atsugi.kanagawa.jp
ホームページアドレス： <a href="https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/">https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/</a>

別紙 リスク分担表

リスク分担表

1 / 3

『○』主分担

『△』従分担

リスクの種類	No	概要	負担者		
			市 (※1)	落札 事業者	
共通	入札手続	1	入札説明書の誤り、入札手続の誤り	○	
	法令変更	2	当該事業に直接関係する法令の新設・変更等	○	
		3	その他広く民間企業一般に影響を与える法令の新設・変更等		○
	税制変更	4	当該事業に直接関係する税制の新設・変更等	○	
		5	消費税率の変更	○	
		6	法人税等収益関係税の新設・変更等		○
	住民対応	7	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等	○	
		8	落札事業者が行う調査、設計、建設、維持管理、運営、提案内容に関する訴訟・苦情等		○
	環境問題	9	落札事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、電波障害、有害物質の排出など）		○
	第三者への賠償	10	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
		11	落札事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
	事業内容の変更	12	市の政策変更により、事業の内容が変更される場合	○	
	金利変動	13	基準金利決定日以前の金利の変動	○	
		14	基準金利決定日以降の金利変動		○
	物価変動（※2）	15	施設供用前のインフレ・デフレ	△	○
		16	施設供用後のインフレ・デフレ	○	△
	資金調達	17	事業に必要な資金の確保		○
	事業の中止・延期	18	市の帰責事由により事業を中止・延期した場合	○	
		19	落札事業者の帰責事由により事業を中止・延期した場合		○
		20	上記以外のもの	○	○
	構成員の能力不足等	21	落札事業者の構成員の能力不足等による事業悪化		○
	不可抗力（※3）	22	不可抗力（予見可能な範囲を超えるもの）による損害	○	△
	入札費用	23	本事業への入札に係る費用		○
契約の未締結・遅延	24	落札事業者の帰責事由による契約締結遅延等		○	
	25	議会の議決が得られないことによる契約未締結・遅延	△	△	
	26	上記以外の事由による契約締結遅延等	○		
調査・設計	計画・設計・仕様変更	27	市の帰責事由により変更する場合	○	
		28	落札事業者の帰責事由により変更する場合		○
	設計の完了遅延	29	市の帰責事由により遅延した場合の損害	○	
		30	落札事業者の帰責事由により遅延した場合の損害		○

リスク分担表 2/3

リスクの種類	No	概要	負担者		
			市	落札事業者	
建設	用地の確保	31	本施設建設予定地の確保に関するもの	○	
	用地の瑕疵	32	本施設建設予定地の土壌汚染などに関するもの	○	
		33	市が把握し、事前に公表した地下埋設物及び石・木の根等の処理に関するもの		○
		34	地中障がい等及び埋蔵文化財調査により新たに必要となった費用及び工期の延長等	○	
		35	地下埋設物に関する上記以外のもの	○	
	地質・地盤	36	落札事業者が実施する地質・地盤調査等の不備・誤りによるもの		○
		37	上記以外で、事前調査により予期されないもの	○	
	工事遅延	38	市の帰責事由によるもの	○	
		39	落札事業者の帰責事由によるもの		○
	工事費増大	40	市の帰責事由によるもの	○	
		41	落札事業者の帰責事由によるもの		○
	要求性能未達	42	本施設完成後、要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
	施設損害	43	工事材料、建設機械器具、引き渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○
	工事監理の不備	44	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○
維持管理・運営	運営開始の遅延	45	市の帰責事由によるもの	○	
		46	落札事業者の帰責事由によるもの		○
	支払遅延・不能	47	市の帰責事由によるサービス対価の支払の遅延・不能によるもの	○	
	要求水準未達	48	落札事業者の行う維持管理運営業務の内容が事業契約書等に定める水準に達しない場合		○
	維持管理・運営費の変動	49	市の帰責事由によるもの	○	
		50	落札事業者の帰責事由によるもの		○
	残さい処理費の変動	51	市の指示による処理方法の変更によるもの	○	
		52	法制度等の変更によるもの	○	
		53	残さい量の変動によるもの		○
	施設等の損傷	54	市の帰責事由によるもの	○	
		55	落札事業者の帰責事由によるもの		○
	需要変動	56	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、市の帰責事由によるもの	○	
		57	生徒数の変動・学級数の変動・提供日数の変動によるもの(※4)	△	○

リスク分担表 3/3

リスクの種類	整理 No	概要	負担者	
			市	落札事業者
異物混入 (食中毒含む)	58	検収時における調達食材の異常	○	
	59	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	○	
	60	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		○
	61	調理過程における調理方法の不適による食材の異常		○
	62	調理・配送業務における異物混入等		○
	63	配膳以降、生徒に給食が供される間における異物混入等	○	
	64	原因不明の場合(※5)	○	○
食物アレルギー対応 リスク	65	食物アレルギー生徒の情報収集不備、食物アレルギー情報の伝達ミス、校内での配食ミス、食材調達時の誤り	○	
	66	突発的な発症(事前に把握が困難な食物アレルギー物質による)	○	
	67	落札事業者の帰責事由による禁忌物質の混入や誤食		○
配送の遅延リスク	68	交通混雑による遅延(※6)	△	○
	69	不可抗力による交通遮断等による遅延	○	
	70	調理の遅延による遅延		○
	71	配送車両の交通事故による遅延		○
	72	食材の納入遅延による遅延	○	
運搬費増大リスク	73	配送校の変更による運搬費の変動(※7)	○	△
	74	燃料費の変動による運搬費の変動		○
	75	交通事情の悪化等による運搬費の増大		○
食器等破損リスク	76	市が実施する業務に起因する食器等の破損	○	
	77	落札事業者が実施する業務に起因する食器等の破損		○
	78	学校・生徒による食器等の破損	○	
移管	性能確保	79 事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	移管手続き	80 事業の終了手続きに係る諸費用に関するもの及び事業会社の清算手続きに伴うもの		○

- (※1) 市には、見学者等、落札事業者と関連のない施設利用者を含む。
- (※2) 一定範囲の物価変動は落札事業者、それ以上の物価変動は市と協議
- (※3) 一定範囲の損害は落札事業者、それ以上の損害は市と協議
- (※4) 一定以上の生徒数の変動・学級数の変動・提供日数の変動が生じる場合は、市と落札事業者で協議
- (※5) 負担方法については、契約書(案)で示す。
- (※6) 交通混雑事由により、市と落札事業者で協議
- (※7) 市と落札事業者で協議